

- 8 その他 ○全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。
○当日は筆記用具、お昼を持参下さい。尚近くにコンビニ、飲食店あり

(参考)

※ 職長教育対象業種 (安衛法施行令第 19 条)

製造業・建設業・電気業・ガス業・自動車整備業・機械修理業

但し、製造業は次に掲げるものを除く

たばこ製造業・繊維工業 (紡績業及び染色整理業を除く)

衣服その他の繊維製品製造業・紙加工品製造業 (セロファン製造業を除く)

※ 職長・安全衛生責任者教育対象業種 (H12.3.28 基発第 179 号)

建設業のみ

受講日 11 月 15・16 日 「職長・安全衛生責任者教育」 受講申込書

受講種別左側に○をつけてください。			
○付ける	職長・安全衛生教育 会員 14,000 円・非協会員 16,000 円	○付ける	【建設業】職長・安全衛生責任者教育 会員 16,000 円・非協会員 18,000 円
(会員 ・ 非会員) 該当を○で囲む		TEL	()
※県内のいずれかの労働基準協会員は会員とみなします		FAX	()
事業所名		業種	
所在地	〒	従業員数	
受講番号		氏 名	生年月日
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※受講番号の欄は当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者: _____ (印)

※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセル料は 3 割頂きます。受講者の変更は前日までに連絡下されば、可能です。 ※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。